

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		防火対象物定期点検報告制度の特例認定		
根拠法令及び条項		消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号		
所 管 部 課 名		予防警防課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 4 条の 2 の 8 第 1 項(防火対象物点検の特例基準)		
	基 準	1 消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項の規定する基準に適合していること。 2 消防用設備等が設備等基準に従って設置され、又は維持されていること。 3 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定を遵守していること。 4 消防法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める基準に適合していること。		
	設定年月日	平成 15 年 1 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 30 日		
	設定年月日	平成 15 年 1 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				